

【事案Ⅱ－１０】入院共済金請求

・平成 30 年 11 月 2 日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、既に 200 日分の入院共済金の支払を受けていたが、被申立人担当者から、「200 日申請で次回給付申請するには 200 日空けてからの申請」との説明を受けたため、200 日空けた次回 200 日分（200 万円）を申立人に支払うように求めているが、被申立人が支払に応じないことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は入院共済金 200 万円（入院日数 200 日分）を申立人に支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 平成 28 年 3 月より「うつ病」により継続入院中である。

平成 28 年 3 月に被申立人の前担当者に入院共済金の申請手続きについて、200 日申請であり、次回給付申請するには 200 日空けてからの申請との説明を受ける。

(2) 平成 30 年 1 月に、現担当者に給付申請用紙を貰い「平成 28 年 3 月～現在まで継続入院中」であることなどを説明して、また、平成 28 年 10 月に申請を行い給付されたことを話す。平成 28 年 3 月から同年 10 月までの入院 200 日間について、平成 28 年 10 月に請求し同年 11 月に支払いがなされた（入院共済金（200 万円）、入院見舞金 5 万円）。

(3) 平成 30 年 2 月に担当者より電話が有り、一度退院していないので支払われないとされた。一度退院をするのが条件である事を不知であったと認める。

申立人側においては、一度退院していないと支払われないのであれば、必要書類を揃え申請をする必要もない。また、費用捻出の面からも、入院給付金が説明通りに支払われるものと疑いなく信じてきたため、他に必要な費用までを一時の入院費に充当する等して支払い続けてきた。それら給付金が支払われないとされるなら、入院費を支払い続けることは出来ないため、継続入院ではなく一度退院させて自宅療養をさせる等の選択肢があった。それらの支払いにより生活等においても支障を来すこととなり損害を受けていた。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 「平成 28 年 3 月被申立人支店に出向き、前担当者に入院共済金の申請手続きについて説明を受ける」は、前担当者が退職したため認否できない。仮に当時の担当が、「200 日申請で次回給付申請するには 200 日空けてからの申請」としたとしても、それが申立人の主張するような「同一入院でも前回給付期間から 200 日間経過すれば再度共済事由に該当する」との含意したうえで説明していたという趣旨であるなら否認する。本件契約の入院共済金は 1 回の入院につき 200 日が限度であるから、前記説明をしたとしても、次回給付申請は別の入院であることが前提とされている。
- (2) 申立人の主張は、「前回共済金請求の際および平成 30 年 1 月以降の被申立人支店とのやりとりの際、限度日数が支払われた入院に続く同一の入院でも期間の経過により共済適用がある旨誤った説明を受け、支払われる期待を持たれた共済金を入院費用の充てれると考え、その故に入院をやめず入院費用が発生しており、それが損害である。」という主張と捉えることができる。

しかし、同月 25 日付けの A 病院の診断書では、入院の必要性を打ち消す記載はない。したがって、本件共済金請求まで継続された入院は、入院開始時の原因に連なる同一の理由によるものであって、仮に支店が誤った説明をしたとしても、そのこととは因果関係はない。また、200 日の退院を挟むことによって、同一の理由による入院であっても共済の適用があることに期待して、現実には申立人が一旦退院していたとしても、被共済者が退院から 200 日間のうちに入院しないかどうかは、実際にそのような経過を経てみなければ判断しえない。

客観的であるべき共済事由該当性の判断の上で申立人の立論を採用することは不可能である。

＜裁定の概要＞

約款・事業規約上の条文、入院事実から判断すると支払否となるが、継続入院に対して支払可と被申立人側の担当者が回答していることを被申立人側が認めていることから、どのような対応を考えているか、事情聴取を行うなかで和解による解決を提案したところ、被申立人から和解案の提案があり、申立人が和解に応諾した。